

推薦会議の役割について

具体的な検討項目

- ・委員の全体構成の検討
- ・第2号選出団体の選考
- ・第3号委員中公募によるものの公募方法の決定及び応募者の選考
- ・選考した団体及び委員候補者の自治協議会への推薦

※このほか任期中の委員の辞任等に伴う補欠委員候補者の検討及び選考

参考条文等

新潟市区自治協議会条例施行規則(抄)

(推薦会議)

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

北区自治協議会委員推薦会議運営要綱(抄)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議の構成員は（以下「構成員」という。）北区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちからそれぞれ2人を選出する。

3 （略）

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号に該当する構成員は自号の団体及び委員の選考、また、同項第3号のうち公募委員は公募委員の選考に関する議決には加わらないものとする。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（役割）

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。 以下略